

ご遺族からの更なる意見への対応

項 目		ご遺族意見	県教育委員会の考え方
○体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック	1	息子は鳥取遠征で野球部監督に「帰れ」と言われている。「遠征時」には管理職等の目が届かないため再発の可能性が高く、個人で帰宅できない生徒にとって影響が極めて大きいものがありますので、再発防止策の追加策定を要請します。	「遠征時」や「部活動日誌」については、管理職の目が届きにくい面があるため、P 1 8「複数による指導体制」の1つ目に、「なお、練習試合や遠征等、校外の活動や部活動日誌など生徒との個別のやり取りなど、管理職の目が届きにくい場面もあることから、定期的に活動の様子を聞き取ることが大切です。」と追記いたします。
	2	「野球部日誌」には管理職等の目が届かないため再発の可能性が高く、閉ざされた環境の中で反論できない生徒にとって影響が極めて大きいものがありますので、再発防止策の追加策定を要請します。	「遠征時」や「部活動日誌」については、管理職の目が届きにくい面があるため、P 1 8「複数による指導体制」の1つ目に、「なお、練習試合や遠征等、校外の活動や部活動日誌など生徒との個別のやり取りなど、管理職の目が届きにくい場面もあることから、定期的に活動の様子を聞き取ることが大切です。」と追記いたします。
	3	「◆◇人格を否定するような発言…許されません◆◇」に「存在価値」の追記を要請します。（P19）	P 1 9「◆◇人格や存在価値を否定するような発言や行為は、体罰と同様に許されません。◆◇」と修正いたします。
	4	【事例5】「マネージャーとして復帰していた」に「不在となっていた」の追記を要請します。（P21）	P 2 1【事例5】において、2段落目「野球部員は監督」に委縮していた。部員Kは一度退部したが、周囲のすすめもあり、不在となっていたマネージャーとして復帰していた。」と修正いたします。
	5	【事例5】「もうマネージャーじゃない。…」に「俺は」の追記を要請します。（P21）	P 2 1【事例5】において、4段落目に「もう俺はマネージャーじゃない、存在しているだけだ」と追記するよう修正いたします。
○教育動画の視聴	1	制作期間が短いことにより、粗悪な教育動画となることを危惧しています。12月20日のメールでは、契約業者と調整し、「お送りした9事例のシナリオ初稿を修正したもの」、「残りの事例のシナリオ」を改めて12月27日までに送付いただけると伺っていましたが、現在も送付いただけていません。もともとタイトなスケジュールが既に破綻しているのは明白であり、速やかな繰越措置を要請します。	仮に、動画作成に当たって不測の事態が発生し、年度内作成が困難となるような場合は、財政当局と協議を行うこととなりますが、現時点で予算の繰越を想定したスケジュールは立てておりません。
	2	教育動画全体について、修正可能なタイミングでの外部有識者や遺族への事前内容説明を要請します。	すでに再発防止策に対するご意見をいただいていることから、改めて説明の場は設けませんが、動画作成に当たっては、契約業者との協議の上、本事案における事例についてはシナリオの段階等でご遺族に確認いただく機会は設けたいと考えております。
	3	動画視聴後アンケート結果について、修正可能なタイミングでの外部有識者や遺族への具体的な説明内容の事前説明を要請します。	これまでに外部有識者やご遺族からいただいたご意見等を踏まえて、今後検討することとしております。
	4	教師のパワハラ等に遭遇した場合、どうすればいいかを考えるようなアンケートを併せて要請しています。動画視聴後に実施するアンケートについて、修正可能なタイミングでの外部有識者や遺族への事前説明を要請します。	動画視聴後に実施するアンケートにおいて、教師のパワハラ等に遭遇した場合の対応に関する記載を盛り込むことは可能です。具体的には今後検討することとしており、すでに再発防止策に対するご意見をいただいていることから、改めて説明の場は設けませんが、アンケート作成に当たっては、ご遺族に確認いただく機会は設けたいと考えております。
	5	・他の再発防止策との同調も必要ですが、教師のパワハラ等が生徒の自殺や不登校や生徒間のいじめのきっかけになる可能性があることを動画での説明を要請します。 ・教育動画だけでなく、他の再発防止策への反映をいただくよう要請します。	教師のパワハラ等が自殺や不登校や生徒間のいじめのきっかけになる可能性があることを、動画の内容に盛り込むよう、今後、契約業者と協議を行ってまいります。また、資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」P 1 及び資料⑥「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」の「はじめに」において、教師のパワハラ等が生徒の自殺や不登校や生徒間のいじめのきっかけになる可能性があることを記載するよう修正いたします。
○教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針	1	学校生活アンケート結果説明について、修正可能なタイミングでの外部有識者や遺族への具体的な説明内容の事前説明を要請します。（P36～）	これまでに外部有識者やご遺族からいただいたご意見等を踏まえて、今後検討することとしております。
	2	生徒に分かりやすいアンケート項目とし、再発防止の検証にも必要であるため、体罰における①資料の修正（P3）を踏まえてアンケート項目の追加を要請します。（P37～）	体罰に該当するかどうかは諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断することとなります。P 3 7アンケート項目は「肉体的・精神的な苦痛を与える行為（強く叩く、殴る、投げる、長時間正座させる、長時間休憩を与えず運動を課すなど）」と整理しており、P 3において修正した内容は、いずれも「肉体的・精神的な苦痛を与える行為」と整理していることから修正はいたしません、生徒に分かりやすくする観点からP 3 9「別紙「学校生活アンケート」の記入に当たって」（1）において、ハンドブックP 2、3の体罰として記載している例を追記してまいります。
	3	予断を入れず国が求める調査や遺族への説明を適切に行うための仕組みの一環として、P43【資料6】を遺族に配布する記述を要請します。	P 9「3）遺族への関わり」の5つ目を「・4 4 ページに掲載している【資料6】「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の進め方について」も活用し、背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成されており、その実施に当たっては、調査の趣旨、目的・方法・得られた情報の取扱いなどについて、国の指針に基づいて行うことを遺族に丁寧に説明する。」と記載するよう修正いたします。
	4	遺族に寄り添った説明のフォーマット化の一環として、P43【資料6】に「基本調査受領後、1週間程度で詳細調査に着手」する旨の追記を要請します。	P 4 4【資料6】詳細調査に関して、「（基本調査受領後、1週間程度で着手）」と記載するよう修正いたします。
	5	・調査委員会の事務局に、県教委組織の中での公平性や中立性を規定するよう要請します。（P16） ・事案との関係性がない職員であっても、通常は求められない「県教委組織の中での公平性や中立性の確保」はきちんと明記しておかないと一般の職員には認識できないと考えていますので、追記修正を要請します。	P 1 6に「事務局の構成員は、事案との関係性がない職員とする。」と記載しており、公平性や中立性を担保できると考えております。
	6	予断を入れず国が求める調査や遺族への説明を適切に行うための仕組みの一環として、P42【資料5】の「必要に応じて詳細調査へ移行」を「基本調査受領後、1週間程度で詳細調査に着手」する旨への修正を要請します。	P 4 3【資料5】「必要に応じて詳細調査へ移行」の後に、「（詳細調査は、基本調査受領後、1週間程度で着手）」と記載するよう修正いたします。
	7	令和6年4月に公表された再発防止策案の総括資料P 2では、基本調査の実施に関して、「3日以内を目途にできるだけ全ての教職員と関係の深かった生徒からの聴き取り実施」について記載するとされている。関係の深かった生徒からの聴き取りを「3日以内を目途」に実施することについて、再発防止策にはどこに記載があるのか。	P 1 4「4）亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査」の1つ目に「原則として3日以内を目途に、」聴き取り調査を実施することを記載するよう修正いたします。
	8	令和6年4月に公表された再発防止策案の総括資料P 2では、詳細調査の実施に関して、「基本調査の報告を踏まえ、県教委は速やかに詳細調査を実施する。（基本調査受領後1週間程度で調査に着手）」と記載されているが、再発防止策にはどこに記載があるのか。	P 1 6「（5）詳細調査の実施」に「（基本調査受領後、1週間程度で調査に着手）」と記載するよう修正いたします。
	9	丁寧な説明をすることだけが遺族に寄り添った対応なのか。例えば、国の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」では、自殺が起きた後の事後対応として、関係者（子供、遺族、教職員等）の心のケアが必要と書かれている。遺族の心のケアも書いた方がよいのではないかと。	P 9「3）遺族への関わり」の最後に「・亡くなった児童生徒のきょうだいへのサポートは学校の大切な役割であり、きょうだいが他校にいれば他校と連携しながら息の長いサポートをしていくことが重要である。」と記載するよう修正いたします。

ご遺族からの更なる意見への対応

項 目		ご遺族意見	県教育委員会の考え方
○不適切指導に関する外部有識者の推薦先の無断変更等		一度決めた方針を柔軟に見直そうとする姿勢を欠いた第三者調査委員会設置前の県教委と同じ姿が再発しています。必要不可欠な再発防止策の策定のため、県教委とのやり取りを長期間強いられるこの環境に大きな心労と苦痛を感じます。この大きな心労と苦痛が妻の死因となった病巣の発生と成長に大きな影響を及ぼしたものと確信しています。「再発防止策はこの度決定すれば終わりではなく、今後も効果検証を行うとともに、遺族や外部有識者からご意見等をいただきながら、見直し・改善を図っていくことが必要と考えております」との回答をいただいておりますが、今回お示しの内容で再発防止策を実施すれば、未対応な再発防止策に関しては将来的にも議論されることもなく、闇に葬り去られるのは間違いないと考えており、とても容認できません。遺族の強い要望により追加することとなった外部有識者であったにも関わらず、県教委の都合だけで判断されるのであれば、今後の再発は間違いありません。岡山県と繋がりのあるスポーツ庁職員に口頭で推薦依頼しており、公平性や中立性にもおおきな問題があったと認識しています。いずれも確実に再発を防止する必要がありますので、これまでの12年以上にわたる経緯をしっかりと真摯に振り返り、教育長に発生理由等を面談説明いただき、最愛の息子を自死に追いやった組織として、遺族の心情に寄り添った然るべき対応を要請します。	ご遺族からの強い要望をいただき、不適切な指導に関する分野の専門家を加えることとした上で、推薦を依頼する団体については、公正性・中立性の観点を踏まえ、県教委の責任において、判断、決定したところです。その説明を行ったことで、ご了解をいただいたと判断したことについては反省すべき点と考えております。
	○「再発防止策」の策定や「JSC死亡見舞金」の支給における長期化事象	一度決めた方針を柔軟に見直そうとする姿勢を欠いた第三者調査委員会設置前の県教委と同じ姿が再発しています。必要不可欠な再発防止策の策定のため、県教委とのやり取りを長期間強いられるこの環境に大きな心労と苦痛を感じます。この大きな心労と苦痛が妻の死因となった病巣の発生と成長に大きな影響を及ぼしたものと確信しています。「再発防止策はこの度決定すれば終わりではなく、今後も効果検証を行うとともに、遺族や外部有識者からご意見等をいただきながら、見直し・改善を図っていくことが必要と考えております」との回答をいただいておりますが、今回お示しの内容で再発防止策を実施すれば、未対応な再発防止策に関しては将来的にも議論されることもなく、闇に葬り去られるのは間違いないと考えており、とても容認できません。資料「はじめに」に教育長の「反省」の意向を以前から記載されていますが、恒久的な措置が必要であるため、基本方針本文への具体的な措置の記載を要請します。「再発防止策の策定長期化事象」に対して「二度と同様の事案が起こることがないように徹底することとしていることから、事案が発生することを前提とした、再発防止策の策定に関するさらなる対応策は想定していない」との回答を11月29日にいただいております。事案が発生した場合を想定した再発防止策であるにも関わらず、現在発生している「再発防止策の策定長期化」への再発防止策を想定しないのは、私には全く理解できません。このままでは長期化の再発が間違いありません。なお、厚生省「令和5年中における自殺の状況」P24によると岡山県では18名の学生・生徒等が自死している旨記載されており、自殺事案が発生することを前提とした対策は必要不可欠だと考えています。 【参考】厚生労働省「令和5年中における自殺の状況」（2024.3.29） https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/R06/R5jisatsunojoukyou.pdf 「JSC死亡見舞金の支給長期化事象」に対して「県教委にその権限はありませんが、今後、仮に同様の事案が起きた場合は今回の件を踏まえ適切に対応してまいります」との回答を11月8日にいただいております。JSC死亡見舞金の申請者として、どういった点が長期化に結びついているのか具体的に認識されているのか明示すらいただけておらず、このままでは再発が間違いありません。両件とも確実に再発を防止する必要がありますので、これまでの12年以上にわたる経緯をしっかりと真摯に振り返り、教育長に発生理由等を面談説明いただき、最愛の息子を自死に追いやった組織として、遺族の心情に寄り添った然るべき対応を要請します。	「長期化現象」についてですが、今後は基本方針に基づき迅速な対応を行うことなどから、更なる再発防止策の追加策定を行うことは考えておりません。 なお、JSC死亡見舞金については、県教委にその権限はありませんが、今後、同様の事案が起きた場合は今回の件を踏まえて適切に対応してまいります。
○再発防止策の効果検証	1	効果検証における外部有識者や遺族に対する説明や意見聴取は再発防止策策定時と同様に行うよう要請します。修正可能なタイミングでの外部有識者や遺族への事前説明を要請します。	これまでに外部有識者やご遺族からいただいたご意見等を踏まえて、今後検討することとしております。
	2	効果検証における説明内容とスケジュールを前もって具体的にお示しいただけるよう要請します。修正可能なタイミングでの外部有識者や遺族への事前説明を要請します。	これまでに外部有識者やご遺族からいただいたご意見等を踏まえて、今後検討することとしております。